

伊勢市農業委員会 第201回 総会議事録

日 時	令和4年9月15日（木）13時59分～14時45分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	16名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	3名 11番 北村 安弘 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	5番 川端 善宏 17番 岩尾 昭
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正について 4. 農地利用変更届出書について 5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）

<p>議 長</p>	<p>6. 一時転用の完了報告について 7. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第201回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は16名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 5番 川端 善宏さん 17番 岩尾 昭さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上4件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図及び正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は5件、田が11筆10,594㎡、畑が2筆1,271㎡の計13筆11,865㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は川端町の畑1筆の持分のうち6分の3を譲り受けたいとの申請にございます。なお、残りの持分共有者2名は、本法人経営者の親族です。申請地は川端町地内 度会橋より南西へ190mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。なお、本法人は農地所有適格法人であり、農業に従事する役員を稼働人員として記載しております。

次ページ(1-2)をご覧ください。

2番、こちらでも売買でございます。受人は鹿海町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より東へ110mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらは贈与でございます。受人は鹿海町の田6筆と畑1筆の計7筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地5筆と農用地区域外農地2筆でございます。現地調査の結果、【1552】は耕作地、【727-1、1342、1560-1】は遊休農地、【1145-2、1218-1、1219-2】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ(1-3)をご覧ください。

4番、こちらは売買でございます。受人は鹿海町の田2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より東へ210mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

5番、こちらも売買でございます。受人は小俣町相合の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より東へ10mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された5番については、営農計画書が添付されており、事務局としては適正であると判断いたしました。また、1、3番については、事務局において提出された計画書の内容を確認し、それぞれ聞き取りをおこない、適正であると判断いたしました。なお、1番の持分共有者2名とは、耕作を始めるまでに利用権設定等問題が無い様に調整することです。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

山添委員 1番について、今回の申請の残りの持分については問題がないということでしょうか。

係長 はい。残りの持分をお持ちの方は受人法人の経営者の親族であり、今後残りの分について整理をしながら、現時点で申請できる分について今回申請されました。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

<p>係 長</p>	<p>異議なしということですのでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の206㎡でございます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは令和4年8月16日付で農地法第5条にて許可した売買による資材置場で行ってまいりました。申し出によりますと、事業の拡大に伴い当初から一体利用する予定でしたが、今回申請した農地の相続等手続きの完了目途が立たず7月に同時申請を行えませんでした。その後、手続きが完了したことで、一体利用するために変更申請するものでございます。なお、転用申請が【5条—5番】で提出されておりますので、詳細は改めてご説明いたします。</p> <p>議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
<p>山添委員</p>	<p>当初から一体利用予定だったとのことですが、相続の関係で今回の申請地だけ手続きが遅くなったけれど実際は転用するということが話がついていたということですね。</p>
<p>係 長</p>	<p>はい。他の土地については手続きが進められたので先に転用申請した形になりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにごございませんか。</p>
<p></p>	<p>(異議なしの声あり)</p>

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は12件、内訳といたしまして、田が6筆3,939.00㎡、畑が12筆4,564.93㎡の計18筆8,503.93㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は宇治浦田1丁目の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に中之町で損害保険代理業を営むアイ・ビー企画有限公司 代表取締役 井阪 行利さんに貸し出す駐車場としたいとの申請でございます。申請地は中村町地内 国道23号 中村町交差点より南へ30mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで西及び北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらも売買でございます。受人は、竹ヶ鼻町の畑1筆を譲り受けて、進入路(道路拡幅用地)としたいとの申請でございます。申請地は竹ヶ鼻町地内 シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所より北西へ200mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、分筆前の元番で昭和47年8月30日に5条許可を得ているとのことで、現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人である西豊浜町で生コン製造・販売業等を営む有限会社大久 代表取締役 右京 久男さんが、西豊浜町の田1筆を譲り受けて、駐車場としたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より南東へ230mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、先代が平成10年11月頃に許可を得ずに駐車場にしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は上地町の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積54.65㎡及びカーポート26.93㎡としたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 関蝉麻呂神社より南東へ30mに位置する第3農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って、申請された案件でございます。本案件は、受人である上地町で建設業を営む株式会社近藤建設 代表取締役 近藤 隆男さんが、不足する資材置場の拡充のため当初から計画していた上地町の畑1筆を譲り受けて、所有する隣接の許可済みの畑1筆206㎡と一体利用して、法人が使用するための資材置場としたいとの申請でございます。申請地は玉城町地内 佐田1号公園より北東へ340mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらでも売買でございます。受人である広島市西区楠木町1丁目で太陽光発電事業を営む株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役 江頭 栄一郎さんが、川端町の畑5筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積365.58㎡としたいとの申請でございます。申請地は川端町地内 尾崎号堂記念館より南西へ190mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、太陽光パネル設置割合が33.95%で、三重県農業会議が求める基準の40%を下回るため、事業敷地が不整形であることを考慮して設置したことによるとの理由書が添付されております。現地調査の結果、

【165】は耕作地、【161-1、161-5、161-7、161-8】は荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

7番、こちらでも売買でございます。受人である宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 久邇 朝尊さんが、楠部町の田1筆を譲り受け、所有する隣接の境内地2筆計359㎡と一体利用して、駐車場14台分としたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 伊勢市四郷支所より南へ90mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。

8番、こちらは贈与でございます。受人は、神菌町の田3筆を譲り受け、山林として管理したいとの申請にございます。申請地は上野町地内 市立上野小学校より南西へ590mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、譲渡人の亡母の相続時から山林化しており、平成29年7月に相続をした時点では山林になっていたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。

9番、こちらでも売買でございます。受人である多気郡明和町で不動産業等を営む株式会社松本技建 代表取締役 松本 昂己さんが、小俣町相合の畑1筆を譲り受けて、建売住宅1棟 建築面積68.33㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公民館より西へ130mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

10番、こちらは使用貸借でございます。小俣町明野で畜養業を営む株式会社伊勢ほりい牧場 代表取締役 堀井 良晃さんが、母名義の小俣町明野の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に牛舎2棟 建築面積1,746.36㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より北へ170mに位置する農用地内農地にございます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業

用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。なお本案件は、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当しないことを担当部署に確認済みでございます。

11番、こちらも使用貸借でございます。祖父名義の小俣町明野の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積137.84㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より東へ400mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は42%、排水は北東側既下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

12番、こちらは売買でございます。受人である小俣町本町で飲食業を営む 泉幸一朗 さんが、小俣町本町の畑1筆を譲り受けて、駐車場9台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町本町地内 主要地方道鳥羽松阪線 掛橋交差点より北東へ80mに位置する第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この内7番は泉 一嘉委員に関係する分でございます。ひとまず泉委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

(泉委員、退席してから審議)

何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号中の泉委員に関係する分については許可することに決定いたしました。それでは、泉委員にお戻りをいただきたいと思います。

(泉委員着席後、審議再開)

それでは、議案第3号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案のその他の案件を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画についてを議題とします。農林水産課提の説明をお願いします。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は99件で、田が200筆の264,270.42㎡、畑が24筆の15,897.00㎡、計224筆の280,167.42㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が3件で、田が2筆の3,989㎡、畑が1筆の995㎡、計3筆の4,984㎡。

◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の343㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が5件で、田が7筆の12,719㎡、畑が1筆の1,908㎡、計8筆の14,627㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の1,889㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が45件で、田が95筆の122,836.71㎡、畑が11筆の6,861㎡、計106筆の129,697.71㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が44件で、田が95筆の122,836.71㎡、畑が10筆の5,790㎡、計105筆の128,626.71㎡。

以上件数は99件で、田が200筆の264,270.42㎡、畑が24筆の15,897.00㎡、計224筆の280,167.42㎡でございます。転貸抜きの件数は54件で、田が104筆の139,544.71㎡、畑が14筆の10,107㎡、計118筆の149,651.71㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内5番は山口 和男委員に関係する分でございます。ひとまず山口委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（山口委員、退席してから審議）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

異議なしとのことでございますので、議案第4号中の山口委員に

関係する分については承認することに決定いたしました。
それでは、山口委員にお戻りをいただきたいと思います。

(山口委員着席後、審議再開)

続きまして、26番から31番、40・41番、82・83番、90・91番、96・97番は森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員、退席してから審議)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第4号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案その他の案件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について
…… 1件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……8件(説明内容記録省略)
3. 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正について
…… 1件(説明内容記録省略)
4. 農地利用変更届出書について
……7件(説明内容記録省略)
5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)
…… 1件(説明内容記録省略)
6. 一時転用の完了報告について
……2件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に

<p>係 長</p>	<p>ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>9月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月29日（木） 森 美江 委員、 中西 正平 委員 ・9月30日（金） 神廣 敏夫 委員、 東浦 弘行 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第201回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長

委 員

委 員